

# “協働によるまちづくり”の指針

## 「協働のまちづくり条例」が 施行されました



山口市

山口市では、市民参加の仕組みづくりや協働によるまちづくりを推進するための基本ルールとなる条例の素案を協議・検討するため、公募委員を中心とした市民会議を設置しました。

市民会議は、18回の全体会議の他、地域フォーラムやパブリック・コメント（意見募集）を行い、「(仮称)山口市協働のまちづくり条例素案」に関する提言書を取りまとめ、市長に提出しました。市では、この提言書をもとに条例案を作成しました。

市民のみなさんとの協働によって作られたこの条例は、平成21年4月に施行されました。

## これまで...



私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済環境の変化、社会の成熟化に伴う意識の変化と生活様式の多様化など様々な面で変化を続けています。

こうした中で、山口市は多くの社会的な課題や地域課題に直面し、また市民のみなさんのニーズ（要望）も多様化しています。

しかし、これまでのような行政による公平・画一的な公共サービスの提供だけでは、こうした課題やニーズに十分に対応していくことが難しくなっています。

一方で、公共的な課題に自ら進んで取り組もうとする市民のみなさんが増えています。

# 条例の制定で、 “協働によるまち”



## これからは、“協働によるまちづくり”

“協働によるまちづくり”とは、市民のみなさんと行政、または市民のみなさん同士がパートナーとして、公共的な課題の解決に向けて共に考え、協力し合い、住み良い豊かな地域社会をつくる取り組みを言います。

行政だけでも、また市民のみなさんだけでも解決が困難な課題を、市民のみなさんと行政が連携・協力して、それぞれの特長を発揮することで、課題解決に向けた対応ができます。

また、市民のみなさんの発想や想像力、得意分野を生かしながら、市民のみなさんのニーズに合った、より身近できめ細やかな個々の公共的サービスを提供できます。

さらに、様々な地域の力を生かして連携・協力しながら活動することによって、地域内の連帯感が深まるとともに、地域への誇りも高まり、より住み良い地域社会につながっていきます。

## づくりアがスタート!

この条例は、“協働によるまちづくり”を進めるうえでの指針となるものです。

条例の制定によってすぐに何かが変わるものではありません。条例の制定はゴールではなく、「市民が主役のまちづくり」を進めていくためのスタートラインです。

まちづくりに関わる様々な人たちが、条例の趣旨を理解し、行動することで条例の価値が高まります。



## 基本理念(第3条)

### “協働によるまちづくり”を進めるための、 基本的な考え方

- ① 市民のみなさんは、主体的にまちづくりに参加しよう
- ② 地域社会の問題は、より身近なところから解決しよう
- ③ まちづくりに関する情報を共有しよう



## 市民の権利と役割(第4条・第5条)

市民のみなさんは、まちづくりの原動力です。市民のみんなの力なくして、“協働によるまちづくり”を進めることはできません。条例では「市民の権利」と「市民の役割」を規定しています。

### 権利

- まちづくりに参加する権利
- 市政に対して意見を述べる権利
- まちづくりに関する情報を知る権利

### 役割

市民のみなさんは、まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に興味や関心を持って、積極的にまちづくりに参加しましょう。

## 市民とは(第2条)

“協働によるまちづくり”を進めるには、山口市に関係する様々な人たちが力を合わせることが必要です。

このため条例では、まちづくりの主役である市民の範囲を広げ、市内に居住する人だけではなく、市内で働く人や学ぶ人、公共的な活動を行う団体も含めて規定しています。(第2号)

# 協

## 地域コミュニティ(第11条)

自治会など、地域住民が自主的に参加し、住み良い地域社会をつくるための集団

### 役割

住民同士がつながりを深め、互いに助け合うことで、安心・安全な地域をつくります。



私たちも  
参加したい!



# 協働

地域  
コミュニティ

みんなが  
連携・協力して  
育てていくんだね!

## 協働とは(第2条)

市民のみなさんと行政、または市民のみなさん同士が、互いに相手の特性を理解し、尊重して、同じ目標に向かって、共に考え、共に汗を流し、共に働くことです。(第5号)

自主性や自立性を  
尊重しながら、地域コミュニティの  
活動や市民活動を支援します。  
(第13条・第16条)



行政

## 行政(第

### 役割

- 効率的で質の高いサービスの確に対応できる組織改革などを行います。
- パブリック・コメント(意見公募枠設置、幅広い分 みなさんの多様な意見 参画機会を確保します)。
- 計画の立案から実施、説 易しく説明し、説

# 協 働

## 活動の推進（第12条・第15条）

市民のみなさんは、地域コミュニティの活動や市民活動への理解を深め、その活動に参加・協力しましょ。



## 市民活動団体（第14条）

NPO法人など、営利を目的としない社会貢献活動を、組織的・継続的に行う団体

### 役割

知識や専門性などを生かして、まちづくりに貢献します。また、市民のみなさんに対して積極的に情報提供し、活動の輪を広げます。



市民活動団体

どんな栄養が  
いいかな。  
○○会社や学校の先生に  
相談してみよう。

## 協 働



## 17条～第23条）

サービスの提供、課題の解決に向け  
運営、研修等による職員の意識

（意見募集）や附属機関等の委員の  
登用など、市民の意見が反映されるよう、市政への

評価の過程を、市民のみなさんに  
計画に関する情報を提供します。



行政



事業者や  
教育機関  
の関係者

私たちも地域の一員として  
社会貢献活動を通じて  
まちづくりに参加しよう！

# 個性豊かで活力のある 自立した地域社会を めざして(第1条)

みんなで  
協力して育てた木。  
市民のみなさんで  
大切に守り  
ましょう。

みんなで  
育てたから、立派な木に  
なったなあ！



## 協働によるまちづくり(第6条～第10条)

### 協働の推進(第6条)

市民のみなさんと行政は、互いに尊重し、補完し合い、協力して“協働によるまちづくり”的推進に努めます。

### 協働の環境づくり(第7条)

市民のみなさんと行政は、活動拠点の整備など必要な環境づくりに努めます。  
行政は、総合的で計画的な施策を実施します。

### 人づくり(第8条)

市民のみなさんと行政は、まちづくりの担い手を発掘し、または育成するよう努めます。  
行政は、まちづくりを支える人材の支援に努めます。

### 情報の共有(第9条)

市民のみなさんと行政は、相互にまちづくりに関する情報を提供し、その情報の共有に努めます。  
ただし、市民の権利や利益を侵害しないよう配慮します。

### 事業者や教育機関の協力(第10条)

事業者や教育機関は、地域社会の一員として様々なまちづくりの主体と連携・協力し、“協働によるまちづくり”的推進に貢献するよう努めます。

# 今後も、「協働のまちづくり条例」を見守り育てます。



今後は、条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、市民のみなさんと一緒に条例を見守り、育てていきます。

## ■ ■ 協働のまちづくり推進委員会(第24条～第26条) ■ ■

条例の適切な運用状況について、市民さんの立場から見守り、条例の実効性を高めるために、「山口市協働のまちづくり推進委員会」を設置しました。

### 委員会の主な仕事

- (1)条例の運用や見直しに関することなど、市長が意見を求めたことについて審議し答申します。
- (2)協働によるまちづくりや市政への参画に係る推進施策、地域コミュニティ活動や市民活動の促進に関する施策等について検証・審議し、意見を述べます。

### 委員構成と任期

公募委員をはじめ、地域社会を担う各種の主体や学識経験者等により構成し、その任期は2年とします。

公募委員

地域  
コミュニティ  
の関係者

市民活動  
団体の  
関係者

事業者

教育機関  
の関係者

学識経験者

市長が  
必要と  
認める者

## 条例の尊重・見直し

(第27条・第28条)



これからは、協働によるまちづくりの基本原則を定めているこの条例を大切にし、市民のみなさんと一緒に見守り、育てながらまちづくりを進めています。



そのため、市民のみなさんとともに条例の見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てる条例」を目指します。



### お問い合わせ先

山口市 自治振興部 協働推進課 協働推進担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2965 FAX 083-934-2702

E-mail kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp